

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成28年10月31日

【会社名】 燦キャピタルマネージメント株式会社

【英訳名】 Sun Capital Management Corp.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 前田 健司

【本店の所在の場所】 大阪市中央区瓦町二丁目3番15号

【電話番号】 06-6205-5611

【事務連絡者氏名】 取締役 経営企画室長 松本 一郎

【最寄りの連絡場所】 大阪市中央区瓦町二丁目3番15号

【電話番号】 06-6205-5611

【事務連絡者氏名】 取締役 経営企画室長 松本 一郎

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 株式及び新株予約権証券

【届出の対象とした募集(売出)金額】

その他の者に対する割当	
株式	1,085,000,000円
新株予約権証券	29,600,000円
新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額	
	1,324,600,000円

(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社が平成28年10月24日付で提出した有価証券届出書に関しまして、新株予約権の割当先であるOCEAN PACIFIC MANAGEMENT PTE.LTD.が会社法第244条の2第1項に規定する特定引受人に該当することが判明しましたので、これに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第3【第三者割当の場合の特記事項】

- 1【割当予定先の状況】
- 4【大規模な第三者割当に関する事項】
- 6【大規模な第三者割当の必要性】

3 【訂正箇所】

訂正箇所は___を付して表示しております。

第一部 【証券情報】

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

<訂正前>

（前略）

記載なし

<訂正後>

（前略）

h. 特定引受人に関する事項

本新株予約権の発行により、下記の(a)の(c)に対する割合は、52.08%（小数第三位を四捨五入）となることから、割当予定先のOPM社は会社法第244条の2第1項に規定する特定引受人となります。

(a) 特定引受人がその引き受けた募集新株予約権に係る交付株式（会社法244条の2第2項に規定する交付株式といひます。以下において同じ。）の株主となった場合に有することとなる議決権の数（当該交付株式の株主となった場合に有することとなる最も多い議決権の数とします。）

170,000個

(b) (a)の募集新株予約権に係る交付株式に係る最も多い議決権の数

170,000個

(c) 当該特定引受人がその引き受けた募集新株予約権に係る交付株式の株主となった場合における最も多い総株主の議決権の数

326,412個

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

<訂正前>

本新株式の発行により増加する株式の総数15,500,000株に係る議決権数は155,000個であり、これに本新株予約権の目的である株式の総数18,500,000株に係る議決権数185,000個を合算した議決権数は340,000個となることから、当社の総議決権数156,405個に占める割合は217.38%となります。また、本資金調達により増加する株式の総数34,000,000株に係る議決権数340,000個と平成28年5月30日に実施した第三者割当による資金調達により増加した株式の総数3,100,000株に係る議決権数31,000個を合算した議決権数は371,000個となることから、平成28年3月31日現在における当社の議決権数125,412個に占める割合は295.82%となります。

今回の第三者割当による希薄化率が25%以上となることから、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意（23-6）」に規定する大規模な第三者割当に該当致します。

<訂正後>

本新株式の発行により増加する株式の総数15,500,000株に係る議決権数は155,000個であり、これに本新株予約権の目的である株式の総数18,500,000株に係る議決権数185,000個を合算した議決権数は340,000個となることから、当社の総議決権数156,405個に占める割合は217.38%となります。また、本資金調達により増加する株式の総数34,000,000株に係る議決権数340,000個と平成28年5月30日に実施した第三者割当による資金調達により増加した株式の総数3,100,000株に係る議決権数31,000個を合算した議決権数は371,000個となることから、平成28年3月31日現在における当社の議決権数125,412個に占める割合は295.82%となります。

また、前記「1 割当予定先の状況」の「h. 特定引受人に関する事項」に記載のとおり、OPM社は会社法第244条の2第1項に規定する特定引受人に該当します。

今回の第三者割当による希薄化率が25%以上となること、また、会社法第244条の2第1項に規定する特定引受人となる者が生じることから、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意（23-6）」に規定する大規模な第三者割当に該当致します。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

<訂正前>

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び大規模な第三者割当による既存の株主への影響についての取締役会の判断の内容

（中略）
記載なし

<訂正後>

（特定引受人との間の会社法244条の2第1項の契約の締結に関する取締役会の判断及びその理由）

（1）大規模な第三者割当を行うこととした理由及び大規模な第三者割当による既存の株主への影響についての取締役会の判断の内容

（中略）

（3）特定引受人との間の会社法244条の2第1項の契約の締結に関する監査役の意見

当社の監査役3名（うち社外監査役3名）全員は、平成28年10月24日開催の当社取締役会決議の時点において、
（ ）本新株予約権の発行を含む本資金調達、当社グループにおける業績の状況、事業内容や今後の事業計画等、資金使途に照らして、当社の企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれること、（ ）本新株予約権を含む本資金調達の方法は、他の資金調達手段により必要資金を調達することが現実的に困難であるなかで、当社の当面の資金需要に対応しつつ、既存株主の皆様の株式価値の希薄化に一定程度配慮するスキームとなっていること、（ ）本新株予約権の大口の割当先であるOPM社は、当社の株式及び新株予約権についての引受及び行使実績が認められるとともに、当社の今後の事業戦略及び財務状態への理解があると認められ、かつ、当社が法人である割当先に要請した事項（ 当社の経営方針を継続し、今後当社が行う事業にあたり当社と協働して株主価値向上に努めること、 中長期的なスタンスで当社事業に関与し、実質的な株主価値の急激な希薄化をもたらさないこと、 環境や状況の変化に応じて当社がより有効な資金調達手段を見出せた場合に、迅速に新株予約権の買戻しが実行できるように取得条項を付すこと）のいずれについても了承しており、割当先として相当であると認められること、（ ）本新株予約権の発行価額は第三者機関の評価結果を踏まえた妥当なものであること、（ ）本新株予約権の発行に際しては、既存株主の意思を確認するために株主総会特別決議による承認を得ることが条件とされており、既存株主への配慮がなされていることから、本資金調達の一環としての本新株予約権の発行については必要性及び相当性が認められるとの意見を有しており、そのため当該決議においては何らの異議も申し述べなかったとのことであるところ、当該意見は、本訂正有価証券届出書の提出日現在においても変わりはないとのことであります。